

農業委員会 だより

第7号

令和3年1月

編集・発行

別海町農業委員会

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-79-6045

E-mail nougyou@betsukai.jp



※令和2年12月21日第7回農業委員会総会審議の様子

目次

新年のご挨拶	2
令和2年度農業委員会新任農業委員研修会	2
令和2年度別海町功労者表彰（自治功労）受賞！	3
令和2年度根室地方農業委員会連合会・根室地方農業者年金協議会臨時総会開催	3
新規就農者・後継者紹介	4～5
令和3年度別海町農業委員会総会 開催日程	6
農業委員会のお仕事	7
未相続のままの農地がありませんか？	7
「農業者年金受給者現況届」は忘れずに提出を！	8
農業者年金（旧制度）の経営移譲年金を受給中の皆様へ	8
編集後記	8



新年のご挨拶

別海町農業委員会

会長 小野 榮一



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新年を御家族おそろいで健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、農業委員会活動に對しまして、深い御理解・御協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、農業を取り巻く環境は、国際貿易交渉の進展に伴い、農業の将来に對する不透明感の高まりにより、施設投資等に踏み切れないケースもあり、農業から離脱する担い手が増す一方、農業従事者の高齢化や新規就農者の不足から、農業生産額や生乳生産量の減少、遊休農地化が懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国内外の観光客の減少に伴う外食産業の売上減、外国人技能実習生の出入国の延期による労働者不足等様々な影響が発生しており、農畜産物の消費回復や経営の維持・発展等に向けた支援施策の充実が求められています。

このような状況の中で政府は昨年3月、「新たな食料・農業・農村基本計画」を5年ぶりに見直し、閣議決定されたところです。

今回の基本計画の見直しにおいて、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのか、という視点から、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策が示されました。

当委員会におきましても、農業現場における課題解決に向けた、農地制度の的確な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、我が町の農業発展のため、引き続き町やJAなど関係機関と十分な連携をしながら、農業者の所得向上に取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様にとりまして素晴らしい年となりますよう、御健勝、御多幸を祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(推進委員は議席番号順)

会長 小野 榮一

会長代理 信天 重勝

【別海推進委員会】

委員長 山田 良雄

副委員長 齊藤 主夫

推進委員 山崎 浩義

推進委員 藤田 敏

推進委員 阿部 浩

推進委員 小島 敏

推進委員 藤井 実

推進委員 阿部 実

推進委員 押田 賢二

推進委員 林 武雄

推進委員 加藤 真純

推進委員 芳賀 均

推進委員 山賀 友子

推進委員 内藤 宏幸

推進委員 伊藤 一吉

推進委員 小野 榮一

推進委員 大内 敏光

推進委員 木幡 誠

推進委員 及川 哲夫

推進委員 市川 義晴

推進委員 中村 繁男

推進委員 中花 新吉

推進委員 加藤 和広

推進委員 羽石 健一

推進委員 石毛 剛

推進委員 中洞 宏一

推進委員 浦山 重勝

推進委員 信天 重勝

推進委員 加藤 和広

推進委員 羽石 健一

推進委員 石毛 剛

推進委員 中洞 宏一

推進委員 浦山 重勝

推進委員 信天 重勝

推進委員 加藤 和広

推進委員 羽石 健一

推進委員 石毛 剛

推進委員 中洞 宏一

推進委員 浦山 重勝

推進委員 信天 重勝

推進委員 加藤 和広

推進委員 羽石 健一

推進委員 石毛 剛

推進委員 中洞 宏一

推進委員 浦山 重勝

推進委員 信天 重勝

推進委員 加藤 和広

推進委員 羽石 健一

推進委員 石毛 剛

推進委員 中洞 宏一

推進委員 浦山 重勝

推進委員 信天 重勝

推進委員 加藤 和広

推進委員 羽石 健一

令和2年度農業委員会新任農業委員研修会

第1回農業委員会総会終了後、新任農業委員さんを対象とした研修会を実施しました。出席された農業委員の皆さん大変お疲れさまでした。

○ 日時：令和2年7月20日(月) 午後1時～

場所：別海町役場4階 第2・3委員会室



- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 農業委員会制度について | 2 農地法について |
| 3 農業経営基盤強化促進法について | 4 農地移動適正化あっせん事業について |
| 5 農地中間管理事業について | 6 農業者年金制度の概要について |

別海町農業委員会 元農業委員 福本 弘一 氏 「別海町功労者表彰（自治功労）」受賞！

令和2年11月28日（土曜日）別海町民ホールで曾根町長から表彰状および記念品が贈呈されました。元農業委員 福本弘一氏は、平成9年5月から平成29年7月までの20年間の永きにわたり、別海町農業委員会委員として、農地行政の適切な執行に努められ、農地流動化の推進、優良農地の確保と有効利用、農地の分散化解消のため農地集団化事業を推進し農業経営の合理化・近代化に尽力されました。



平成27年度には、農業委員会委員としての功績が認められ、北海道農業会議農業委員永年勤続者表彰を受賞されています。

また、農業委員会委員の在職期間中、農業協同組合理事や別海町集落長も務められるなど、地域酪農の発展に寄与されました。

このたび、その功績により別海町功労者表彰の栄誉に輝きました。

根室地方農業委員会連合会・根室地方農業者年金協議会臨時総会開催

令和2年7月に根室管内1市3町すべての農業委員の改選が終わり、令和2年8月7日（金）根室市総合文化会館で根室管内農業委員会から構成される「根室地方農業委員会連合会」及び「根室地方農業者年金協議会」の臨時総会を開催し、根室管内各農業委員会から選出している各所属団体役員について、次のとおり改選が行われました。

所属団体名	役職名	氏 名	備 考
根室地方農業委員会連合会	会 長	小野 榮一（別海町：会長 再任）	事務局 別海町農業委員会
	副 会 長	本田 信幸（中標津町：会長 新任）	
	監 事	福田 光宏（根室市：代理 新任）	
	監 事	蔭山 隆夫（標津町：代理 新任）	
根室地方農業者年金協議会	会 長	田中 陽一（標津町：会長 新任）	事務局 標津町農業委員会
	副 会 長	野村 正浩（根室市：会長 新任）	
	監 事	武田 健治（中標津町：代理 新任）	
	監 事	信夫 重勝（別海町：代理 再任）	
一般社団法人 北海道農業会議	理 事 常設審議委員	小野 榮一（別海町：会長 再任）	
		小野 榮一（別海町：会長 再任）	
北海道農業者年金協議会	理 事 幹 事	野村 正浩（根室市：会長 新任）	事務局 一般社団法人 北海道農業会議
		鵜飼 豪生（根室市：事務局長 再任）	

後継者紹介

④酪農全般に対する現在の取り組みや目標・展望

⑤余暇の過ごし方・楽しみ方

阿部 隼人さん 別海町中西別

別海
推進委員会から
新規就農者紹介

① 令和2年4月

幌延の酪農家さんのところで働いたことがきっかけとなり、酪農に魅力を感じて就農について考えました。

② 本人、妻、子供2名、父、母、兄

③ 125.4ha

④ 新規就農し、今は自分達の仕事の仕方の基盤を作る為、試行錯誤しながら仕事に取り組んでいます。目標は健康的な牛を単純な仕事内容で育てていく事。展望としては、早く返済を終わらせて、その後は頭数を少なくして、無理なく続けていける酪農形態にしたいと考えています。

⑤ 分娩が続けてあると、余暇はほぼありませんが(笑)、余暇は子供達と遊ぶか、子供達が保育園に行ってる間は好きなDVDをみたりして楽しんでいます。

【押田広報副委員長 記】



望月 英彦さんの後継者

小林 義敬さん 別海町豊原

中春別
推進委員会から
後継者紹介

① 平成27年12月

奥さんの実家が酪農を営んでおり、酪農体験をしていくうちに、サラリーマンにはない酪農の魅力を感じたこと。

② 本人、妻、子供1人、妻の父、妻の母、妻の祖母

③ 113ha

④ 令和2年より経営移譲し自分の酪農経営がスタートしましたが、今は自分に何が出来るのか模索している最中で、費用対効果を鑑みて、効率のいい方法を選択しながら自分の経営スタイルを構築しています。

また、家族や従業員の休みが定期的に取りれるよう、時間面においてゆとりある酪農経営を目指したいです。

⑤ 家族との時間を大切に、年に2～3回家族旅行に行くようにしています。

【畠山広報委員 記】



新規就農者

①就農した年月と就農したきっかけ

②家族構成

③経営面積

門脇 勝さんの後継者

門脇 慶一さん 別海町西春別

西春別
推進委員会から
後継者紹介

① 平成24年6月

就職した後のUターン転職組の1人ですが、酪農家として働きたいという思いが芽生えた事。

② 本人、妻、父、母、祖母

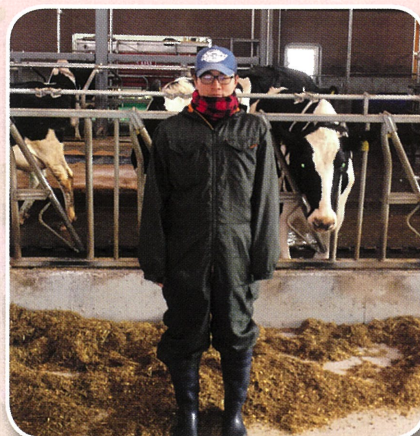
③ 60ha

④ 現在、飼料生産調整作業を外部化するTMRセンターを活用し、ロボット搾乳をしています。繁殖や病畜の管理など個体管理の充実をはかりながら家族労働で出来る範囲で経営の基盤強化を務めて行きたい。

また、あくまで自然体で向上心を持って、毎日の仕事を当たり前は無理なくして行きたい。

⑤ 寝る事と、ゲーム、動画の視聴など

【竹花広報委員 記】



橋本 明雄さんの後継者

橋本 雄貴さん 別海町上春別

上春別
推進委員会から
後継者紹介

① 平成20年4月

平成20年、大学を卒業後、姉・兄が継がなかったことから就農を決意し、平成26年1月に、父明雄さんより経営移譲し経営者となる。

② 本人、妻、子供1人、父、母

③ 120ha

④ 大学で学んだ三愛精神の基、良質な自給飼料、安心安全な美味しい牛乳を作れるよう日々努力し、将来は省力化に努め、今までの酪農のイメージを覆せる様に経営向上を目指します。

⑤ 外に出掛けられる時は、美味しいものを食べに当たり買い物をします。家ではTVはあまり見ないので、インターネットで動画を見たり、音楽を聞いたりします。

【羽石広報委員 記】



令和3年度 別海町農業委員会総会 開催日程

○申請書及び関係書類については、申請内容の調査や現地（農地等）の確認を要するため、必ず申請等締切期限までに提出してください。

○諸事情により、日程を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

	開催月	申請等締切期限	(注1) 現地調査日	総会開催日
第11回	令和3年 4月	R 3.4.12(月)	R 3.4.16(金)	R 3.4.28(水)
第12回	5月	R 3.5.13(木)	R 3.5.19(水)	R 3.5.31(月)
第13回	6月	R 3.6.7(月)	R 3.6.11(金)	R 3.6.22(火)
第14回	7月	R 3.7.12(月)	R 3.7.16(金)	R 3.7.30(金)
第15回	8月	R 3.8.13(金)	R 3.8.19(木)	R 3.8.31(火)
第16回	9月	R 3.9.10(金)	R 3.9.16(木)	R 3.9.30(木)
第17回	10月	R 3.10.13(水)	R 3.10.19(火)	R 3.10.29(金)
第18回	11月	R 3.11.11(木)	R 3.11.17(水)	R 3.11.29(月)
第19回	12月	R 3.12.7(火)		R 3.12.23(木)
第20回	令和4年 1月	R 4.1.19(水)		R 4.1.31(月)
第21回	2月	R 4.2.15(火)		R 4.2.28(月)
第22回	3月	R 4.3.8(火)		R 4.3.25(金)

※（注1）現地調査とは、農地の貸借及び売買等、並びに農業用施設建設及び住宅建設等の申請があった場合、農業委員による現地や計画内容等の確認を実施する調査のことです。（現地調査を実施していない場合、許可書の交付ができません。）

※ 冬期間（12月～3月）の現地調査は積雪等の影響から、原則、実施していませんが、12月と3月については、早期に調査が必要な場合で積雪がなく調査地全体が確認できる場合に限り、現地調査の実施を検討しますので、事務局へご相談ください。（調査当日の天候により中止となる場合もありますので、ご了承ください。）

農業委員会のお仕事

今回は農業委員の主な業務について、ご紹介します。

1 農地又は採草放牧地（以下、「農地等」という。）の売買、贈与、貸付等の許可（農地法第3条）

※農地等を買いたい・売りたい、農地等を借りたい・貸したいときには、まずはお近くの農業委員に相談ください。

※農業委員会総会において、許可相当と判断した場合に許可書が交付されます。この許可を受けないでした行為（契約など）は無効となります。

2 農地等の転用の許可（農地法第4条、第5条）

※農地等を農地等以外（住宅、牛舎、農機具格納庫、資材置場、一時駐車場など）のものに用途を変更する場合は、面積に応じて町長や知事の許可が必要です。

※転用する農地等の位置や目的により許可できるかどうかの判断を農業委員会総会において行います。建築物等の設置までは行わず土地造成のみの場合、原則不許可としています。その他の判断基準として、計画実現の確実性があること、適正な面積であること、周辺農地や施設への被害がないことなど確認しています。

○農地法第4条⇒自分名義の農地等を転用するとき

○農地法第5条⇒他人名義の農地等を買ひ受け又は借り受けて転用するとき

3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地のあっせん

※農用地を「売りたい・貸したい」、「買いたい・借りたい」といった申し出があった場合に、買い手（借り手）や売り手（貸し手）を探して農用地の集積や農作業の効率化等がなされるように、両者の間に入ってあっせんを行います。

また、農業経営基盤強化促進法による農用地の売買は、売った際に掛かる譲渡所得税について特別控除があります。

○別海町農地移動適正化あっせん基準による売買

⇒譲渡所得の特別控除800万円

○北海道農業公社の農地売買等事業（特例事業）による売買

⇒譲渡所得の特別控除1,500万円

4 その他の業務として、農地賃貸借解約（農地法第18条第6項）の承認、現地評価（畑評価）、遊休農地や違反転用の発生防止に伴う農地パトロール、農業者年金の加入推進、国会議員等への要請活動などがあります。

未相続のままの農地がありませんか？

農地の相続では農業委員会の許可は必要ありませんが、その代わり、相続して所有者が変わった場合、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を農業委員会に提出する必要があります。提出期限は相続を知ったときから10か月以内となっています。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 農地調整担当
電話0153-75-2111 内線1817

「農業者年金受給者現況届」は忘れずに提出を！

毎年5月下旬に独立行政法人農業者年金基金から年金受給者の皆様に「農業者年金受給者現況届」の用紙が送付されているところですが、現況届は年金を受給するために必要な書類で、毎年6月末まで住所地の農業委員会へ提出することとなっています。(独立行政法人農業者年金基金法施行規則) この現況届の提出がない場合、11月からの年金支払いが差し止められることになります。

しかし、**令和2年度に限り**、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることから、特別措置として現況届を提出されない方でも、これまでどおり年金をお支払いすることとなりました。現在、令和3年度については、令和2年度と同様の特例措置が「あるのか・ないのか」示されていませんが、令和3年5月下旬に「農業者年金受給者現況届」の用紙が送付されますので、文書の内容を十分に確認の上、対応していただきますようお願いいたします。不明な点がありましたら農業委員会事務局総務担当まで連絡願います。

農業者年金(旧制度)の経営移譲年金を受給中の皆様へ 【年金支給停止にご注意ください】

経営移譲年金は、後継者又は第三者に経営移譲を行った受給権者が農業を再開した場合又は後継者に経営移譲を行った受給権者が使用収益権を設定した農地等の返還を受けた場合に支給が停止されることとなっています。

経営移譲年金を受給されている方で、次の事項が一つでも確認されたときは、経営移譲年金の「支給停止」及び「返還」の対象となる場合もありますのでご注意願います。

- 1 農業を再開した。
- 2 農業を営む法人の構成員になった。
- 3 後継者に貸している農地や採草放牧地等を売却・転用・貸付け等(転貸等)を行った。
- 4 農業所得の納税申告(確定申告・住民税申告)をした。
- 5 経営所得安定対策等交付金を申請した。
- 6 農業共済(NOSAI)に加入した。



※この他にも支給停止要件となる場合がありますので、詳しくは農業委員会事務局総務担当まで御相談ください。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 総務担当
電話0153-75-2111 内線1811

編集 後記

冬真ただ中のこの季節、例年だと忘年会・新年会も落ち着き、乳牛管理や税金の申告に向けた準備が本格化する時期ですが、去年からのコロナ禍ですっかり様変わりしてしまい、マスク姿や消毒薬(消毒液)が各所におかれ感染防止に気を配る日々です。

今号では各推進委員会から地域に根をおろそうと頑張っている新規就農者や後継者の横顔を紹介しています。それぞれの方の目標や楽しみ方に違いがあり興味深く感じました。多様な見方や意見が混在し尊重し合っこそ地域の農業が振興されていけると感じました。微力ですが農地行政の立場から応援できたらと思っています。

今年の干支はウシ、『乳溢れる里、べつかい』の豊かな農地に育つ牛たちからの恵みによってみんなが笑顔になれるよう過ごしたいものです。(広報委員長 信夫 重勝)